

第5章 人権教育・啓発推進体制

1 推進体制と進行管理

基本計画に基づく人権教育・啓発の推進にあたっては、人権対策課のみならず行政全体で総合的かつ計画的、継続的に取り組むことが必要です。

そのためには、基本計画に基づく人権教育・啓発を効果的に推進するため各課に人権推進委員を配置し、行政の主体性を確立します。

また、基本計画の内容については「宗像市人権教育・啓発推進委員会」において進行管理に努めます。

2 関係行政機関や関係団体との連携

基本計画に基づく人権教育・啓発の効果的な推進のため、国や県等とは、緊密な連携と協力のもとに取り組めます。

また、人権擁護委員、保護司、民生委員・児童委員等直接市民と関わりのある機関とは情報を共有し、人権啓発事業や相談事業に積極的に取り組めます。さらに、民間団体や企業等には情報の提供や研修会への講師派遣等を行い、積極的な取り組みができるように支援します。

3 基本計画の見直し

この基本計画は、人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、宗像市における人権教育・啓発の現状及び住民の意識等に的確に対応するために、「宗像市人権教育・啓発推進委員会」のもと、その進捗状況と効果について定期的に評価し、必要に応じて見直しを行います。

4 市人権教育・啓発の基本計画体系



